



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 9 2 号 令和 4 年 8 月 3 0 日 発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
4 3	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	人事課
4 4	徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則	次世代育成・青少年課

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
4	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	
	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	

【公布された条例等のあらまし】

- 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）
 - 一 その承認に係る期間の全部が子の出生後八週間以内にある育児休業であつて、当該承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下のものをしている期間を、期末手当に係る在職期間から除算しないこととした。
 - 二 その他所要の整理を行うこととした。
 - 三 この規則は、令和四年十月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。
- 徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）
 - 一 大会議室等の利用の許可の申請書は、令和四年九月一日以後等に提出するものとした。
 - 二 大型ディスプレイ等の利用料金の基準額を定めることとした。
 - 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第四十三号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第十一条第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、同条第五号中「平成四年徳島県条例第六号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第十二条第一項第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）」に改める。

第十三条第二項第三号を次のように改める。

三 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第二十一条第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に改める。

第二十五条の表中「交代制勤務者等」を「交替制勤務者等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第五条、第十一条第一号、第十二条第一項第二号、第二十一条第二号及び第二十五条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

徳島県規則第四十四号

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは映像配信装置」を「映像配信装置若しくはヘッドセット」に改める。

附則第三項中「から当分の間」を「から同年九月十七日までの間」に改め、「当分の間、」を削り、附則に次の一項を加える。

4 令和四年九月十八日から令和五年三月一日（青少年以外の者が利用しようとする場合にあっては、同年二月一日）までの間においてセンター（スポーツコート及びこれと併せて利用する用具を除く。）を利用しようとする場合における第二条第二項の規定の適用については、同項中「利用しようとする日（その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日）の前日から起算して六月前（青少年以外の者が利用しようとする場合にあっては、五月前）の日の属する月の初日」とあるのは、「令和四年九月一日」とする。
別表第一その二の表マイクの項の次に次のように加える。

大型ディスプレイ	デジタルスタジオ以外の施設において利用する場合	一台一回につき	七五〇円	一、五〇〇円
	デジタルスタジオにおいて利用する場合	一台一時間につき	一二五〇円	五〇〇円

別表第一その二の表映像配信装置の項の次に次のように加える。

ヘッドセット	一式一時間につき	五〇円	一〇〇円
ホワイトボード	一台一回につき	一五〇円	二〇〇円
クリップスタンド	一台一回につき	一〇〇円	二〇〇円
姿見	一台一回につき	一五〇円	二〇〇円
電気ポット	一台一回につき	一五〇円	二〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩 一

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「委員会」を「徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第五条中「給与条例」を「徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「給与条例」という。）」に改める。

第十一条第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改め、同条第五号中「平成四年徳島県条例第六号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を加える。

第十二条第一項第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）」に改める。

第十三条第二項第三号を次のように改める。

三 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用学校職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第二十二条第二号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」に改める。

第二十六条の表中「交代制勤務者等」を「交替制勤務者等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第三条、第五条、第十一条第一号、第十二条第一項第二号、第二十二条第二号及び第二十六条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長

森

俊 明

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六―五）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第二十六条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（第二十条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（規則六―二四）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第十九条第二項第六号中「第二十五条第二項第六号」を「第二十五条第二項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第二十五条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（第十九条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

第二十五条第二項中第十三号を第十四号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 大学院修学休業をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給料等の支給に関する規則（規則六―四〇。）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下であるもの

第二十八条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（第二十二条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十中「分べんの日後八週間目に当たる日」を「分べんの日以後一年を経過する日」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年八月三十日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（規則七―四）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

（条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情）

第一条の二の二 条例第二条の三第三号及び第二条の四の人事委員会規則で定める特別の事情は、条例第三条第一号から第四号までに掲げる事情とする。

第一条の三の見出し中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条中「第二条の三第三号ロ」を「第二条の三第三号ハ」に改め、同条第二号二中「六週間」を「八週間」に改め、同条に次の一号を加える。

三 前条に規定する事情に該当した場合

第一条の四（見出しを含む。）中「第二条の四第二号」を「第二条の四第三号」に改める。

第二条第一項中「第三条第八号」を「第三条第七号」に、「条例第二条の三第三号に掲げる場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の一歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）（一）以前の日であるとき。

三 条例第二条の四の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の一歳六か月到達日以前の日であるとき。

第二条第二項中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第三条第八号」を「第三条第七号」に改め、同条第三項を削る。

第四条を次のように改める。

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第四条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、二週間）前までに行うものとする。

一 当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるもの

に限る。)

二 条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業

三 条例第二条の四の規定に該当してしている育児休業

2 第二条第二項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第五条第一項中「(様式第三号)」を「(様式第二号)」に改める。

第六条第一号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)」を「育児休業法」に改める。

第八条第一項中「(様式第四号)」を「(様式第三号)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十一条第六号に規定する育児短時間勤務計画書(様式第四号)は、第一項の育児短時間勤務承認請求書と同時に提出しなければならない。

様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) _____ 殿		請求年月日 年 月 日
次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 育児休業の期間の延長を請求します。		請求者 所 属 _____ 職 _____ 氏 名 _____
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	☐ 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。） ☐ 同一の子に係る 3 回目以後の育児休業（既に 2 回の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） ☐ 育児休業の期間の最初の延長 ☐ 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る 3 回目以後の育児休業（既に 2 回の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。），育児休業の期間の再度の延長，非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
6 備考		
7 所属長の意見		

(裏面)

注

- 1 この請求書（条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう（5において同じ。）。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業（条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。）、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合においては、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第二号を削り、様式第三号を様式第二号とする。

様式第四号の注4中「~~㊦~~」を「~~㊦~~」に改め、同様式を様式第三号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第 4 号（第 8 条関係）

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書

(任命権者) _____ 殿		提出年月日 年 月 日	
		請求者 所 属 _____	
		職 _____	
		氏 名 _____	
職員の育児休業等に関する条例第 11 条第 6 号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。 なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
3 備 考			

注

- 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、1 及び 2 の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。